(昭和二十二年十二月十二日) (法律第百六十四号)

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な 見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に 係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその 障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のも のとして作成することができる。
- ⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号) 第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に 規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児 の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、 あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める ものとする。
- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福 祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議 会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- ① 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、 第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- ② 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを都道府県知事に提出しなければならない。

(平二八法六五・追加、平二九法五二・一部改正)